

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合電算システム高度利用研究会規程

昭和 55 年 5 月 29 日
訓 令 甲 第 1 号

改正	昭和 60 年 5 月 30 日	訓令甲第 3 号	平成 24 年 3 月 30 日	訓令甲第 4 号
	平成 10 年 3 月 31 日	訓令甲第 3 号		
	平成 18 年 1 月 25 日	訓令甲第 2 号		

(設置)

第 1 条 この規程は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合電算システムの管理運営及び個人情報の保護に関する条例施行規則（昭和 60 年規則第 1 号）第 4 条の規定に基づき、福井坂井地区広域市町村圏電算システム高度利用研究会（以下「研究会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第 2 条 研究会は、次に定める研究員をもって組織する。

- (1) 関係市町の職員の中から適当と認める者及び専門的知識を有する者で、管理者が当該市町長と協議して委嘱した者
- (2) 福井坂井地区広域市町村圏事務組合事務局総務課（以下「総務課」という。）の職員の中から管理者が命じた者

(会長及び副会長)

第 3 条 研究会に会長及び副会長各 1 名をおき、それぞれ研究員の互選によりこれを定める。

第 4 条 会長は研究会の事務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第 5 条 研究会の庶務は、総務課において行う。

(会議)

第 6 条 研究会の会議は、必要に応じ管理者が招集する。

(調査委託)

第 7 条 研究会は、必要な事項につき、関係市町及び専門的知識を有する機関に対し、その意見を聴き調査を委託し、又は資料の提出を求めることができる。

(研究結果)

第 8 条 研究会による研究結果は、広域市町村圏計画策定に積極的に活用する。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、研究会の事務遂行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和 55 年 5 月 29 日から施行する。
- 2 次に掲げる規程は廃止する。

(1) 福井坂井地区広域市町村圏電算組織共同導入準備委員会規程（昭和 46 年訓令甲第 1 号）

(2) 福井坂井地区広域市町村圏電算組織共同利用研究会規程（昭和45年訓令甲第1号）

附 則（昭和60年5月30日訓令甲第3号）

この規程は、昭和60年5月30日から施行する。

附 則（平成10年3月31日訓令甲第3号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成18年1月25日訓令甲第2号）

この規程は、平成18年2月13日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令甲第4号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。